

2020年 3月27日

山形酸素株式会社

新型コロナウイルス感染症対策に係る LP ガス料金の支払い猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、LP ガス料金の支払いが困難な事情のある個人および個人事業主のお客様について当社は下記のとおり支払猶予の措置を講ずることといたしました。

記

1. 『LP ガス料金支払猶予の適用対象』

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業および失業等で一時的な生計維持のため公的機関による緊急小口資金等の貸付を受けているお客様であって、かつ一時的にガス料金のお支払いが困難なお客様で当社へ支払猶予の申出ならびに資金貸付を受けたことを証明する写し等を提出されたお客様。

2. 『LP ガス料金支払猶予期間等の内容』

2020年3月検針分から2020年6月検針分のガス料金については支払期日を検針日より最大3カ月後の月末日まで猶予いたします。

例：3月検針分ガス料金の支払猶予期間は6月末日まで。

4月検針分ガス料金の支払猶予期間は7月末日まで。

以降、同様の措置といたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】 山形酸素株式会社 営業本部 電話 023-645-0412